

第34回 地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和3年6月24日（木）午後1時30分から午後3時15分まで

2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 出席者

遠藤真澄（委員長），大脇通孝，河野総史，郡山尚子，竹島卓朗，中根総子，中村啓子，野々垣隆樹，福林千博，前田忠倫，餅原尚子

（敬称略，五十音順）

4 議事

(1) 委員長選任

鹿児島地方裁判所長遠藤真澄委員を委員長に選任

(2) 委員紹介

(3) 議事

別紙のとおり

(別紙)

1 前回委員会の振返り

「地方裁判所委員会提言に対する取組について」

鹿児島家庭裁判所事務局総務課長 田 中 大 光

2 「民事訴訟手続の I T 化について」

裁判官 砂 古 剛

3 模擬裁判デモンストレーション見学

裁判官 砂 古 剛

裁判官 宍 戸 崇

裁判官 溝 口 翔 太

4 質疑応答，意見交換 (□委員長，○学識経験者，◎法曹委員，◇裁判所)

□ 民事訴訟手続における争点整理においては，当事者双方の代理人弁護士が裁判所に出頭せず，電話会議で主張整理を行うことも活用されているが，模擬裁判で御覧いただいたように，これをウェブ会議で行うことができるようになり，互いの顔を見ながら主張整理を行うなど民事訴訟手続の I T 化が進んでいることを認識していただけたと思う。これについて質問があればお願いしたい。

○ 原則非公開だと思うが，インターネットによる拡散の可能性，盗聴やハッキングの可能性，システムが遠隔操作をされる可能性，データ送受信時のトラブル，天災・人災によるデータの消失などのセキュリティの問題が気になる。

特に，性的犯罪の被害者に対するセキュリティについて教えていただきたい。

◇ ウェブ会議ではマイクロソフト T e a m s というアプリケーションを全国で統一して利用しており，最高裁判所が当該アプリケーションのセキュリティ面も考慮して選定したと考えている。

情報漏えいの可能性等について言及があったが，弁論準備手続期日及び書面による準備手続の協議期日は非公開で，当事者又は裁判所の許可した者のみが立会可能であり，ウェブ会議の録音，録画は禁止している。加えて，ウェブ会議は当事者双

方に代理人弁護士が選任されている場合に限定した運用としている。

○ 証拠の提出についてはどうか。

◇ 現在の法律の規定では、証拠のオンライン提出は認められていないので、模擬裁判で行ったファイル共有は主張整理に必要な資料となる。

ウェブ会議の主な目的は、ビデオ通話を通じて顔を見ながら議論をすることであって、必ず証拠や記録を全て当該アプリケーションにアップロードして共有することを前提としているわけではない。プライバシー侵害のおそれのあるデータは、共有しない運用になると考えている。

□ 大変重要な質問であったと思う。セキュリティをいかに守るかというところが一番大事なところで、法改正の中でも、準備書面や証拠を提出してもらう際、それが第三者に漏れない運用をしなければならないというところも検討されていると承知している。

○ 私もセキュリティの問題を心配していたが、当事者双方に代理人弁護士が選任されている場合に限る、プライバシーに関するものは提出しないという運用を聞いて安心した。

ウェブ会議用の機器操作の習熟は、個々人に任せているのか。それとも、裁判所で研修などを行っているのか。

◇ 鹿児島地裁は、昨年12月にこのウェブ会議による手続の運用を開始したが、その前から準備に取り組み、担当裁判官や書記官などの職員は、全員機器操作方法を予め体験し、機器操作に習熟した上でウェブ会議を開始した。

□ 機器操作体験では、弁護士会にも御協力をいただいた。

◎ 弁護士会でも、令和元年から急にIT化が進んでいるが、本人訴訟の場合は、当事者本人は研修等があるわけではないので、使いにくい面があると思う。

平成30年11月に韓国の弁護士会と当弁護士会が協議会をもったが、その協議会の中で、韓国の弁護士から電子訴訟について紹介があり、非常に衝撃を受けた。

日本では、令和元年以降にIT訴訟が進められてきたが、韓国の弁護士会の紹介の

中で、平成22年の段階で知的財産事件を対象に電子訴訟が初めて実施され、平成23年5月には民事事件、平成25年1月には家事・行政事件を電子訴訟で進行できるようになったとの紹介があった。平成30年の協議会の時点では、刑事事件を除く全ての事件で電子訴訟が可能であり、刑事事件についても平成31年から試験運用をしていくということだった。民事非訟事件や行政庁が当事者である事件では、必ず電子訴訟で進めているという話で、平成28年の時点では、民事事件は66パーセント程度が電子訴訟を通じて訴状が受理されているという話であった。

裁判を利用する側からすると、管轄が県外である場合は、県外まで行かなければならず、出費がかさむなど、時間だけでなく、費用もかかることになる。IT訴訟になって、費用と時間の面が劇的に改善されるのではないかと期待している。お金のない人に弁護士費用を立て替える法テラスの制度があるが、法テラスを利用する場合でも、IT訴訟になると時間と費用が抑えられ、裁判を利用する側にも大きなメリットがあるので、できるだけ早めにIT化の手続を進めてほしいと思う。

- ◎ マイクロソフト Teams は、原告・被告のそれぞれの代理人弁護士が当該アプリケーションをインストールして、裁判所が、当該弁護士を会議に招待するという形で、いつでもウェブ会議を行うことができるということか。
- ◇ 当該アプリケーションは予めインストールしておく必要があるが、当事者双方からメールアドレスの提出を受けた上で、事件ごとのグループを作成し、そのグループの中でウェブ会議を開いたり、データのやり取りをするなどして運用している。
- ◎ 例えば、被告の代理人弁護士が、3人、4人と複数になる場合もあるが、その場合、グループには合計で何人招待できるか。
- ◇ 当該アプリケーションでは、同時に数十人以上登録が可能であると認識しているが、現在の運用としては、1当事者について三つまでのメールアドレス登録を認めるという運用を行っている。
- ◎ 検察庁の場合は、扱っている書類の記載事項がプライバシーに渡る部分が多く、ウェブ会議というところまで進んでいない。テレビ会議システムはかなり活用して

いて、例えば、遠隔地にいる当事者との打合せにもテレビ会議システムは使用しているが、その場合でも相手方には、最寄りの検察庁に出頭してもらう必要がある。ウェブ会議が活用できれば、検察庁としても非常に職務としては進めやすいと衝撃を受けた。

- 事前に送付した「御意見を伺いたい事項」や、それ以外でも何か御意見、御質問はないか。
- 「いいことたくさん（IT）」というIT化だが、私も「いいことたくさん」あると思っている。セキュリティの問題や、特に性的な被害にあった方の気持ちを想像すると、情報管理がきちんとなされて、IT化を利用する領域を当事者が選べるようにするなど、柔軟な対応ができたらいいいという意見を伝えておく。
- 御指摘のとおり、IT化してもなお人がしなければならないところは残っていくと思う。それが、何かということをしっかり見極めながら、人権に最優先の配慮をして、取り組む必要があると思う。
- 裁判は、民間がやっている会議レベルのセキュリティでは、絶対いけないと思う。国がしっかり対応する必要がある。
セキュリティの問題は、今後の課題だと思う。
- ITの導入については、その範囲や各フェーズでやるべき事など、専門家のアドバイスをもらって進めていると思うが、一番重要なのは、ITに対するレベルの差により運用中に細々と起こるトラブルだと思う。すぐできる人と、パソコンに拒否反応を示すような人など、差がある中で運用していくところをサポートできる人間がいることが大事である。裁判所の中でシステムの専門家が何人いるのか、セキュリティに詳しく常に管理しながら更新していく人材と、人をサポートできる人材が裁判所内にいるかが一番大事なところであり、それについてはどうなのか知りたい。弊社も大きなグループだが、しっかりした専門家が一人しかおらず、二人目、三人目を育てようとしている。日々細々と起こるトラブルに対してすぐに対応する、例えば、書類の誤送信であるとか、閲覧権限が守れるように見張っておくと

か、そういう対応ができる人材がIT化には重要だと言われてきたので、伝えておく。そういった人材が裁判所にはいるか。

□ 貴社では専門家はもともとおられた職員がスキルアップしたのか、それとも、社外から招へいしたのか。

○ 前者である。

今は、ITの素養のある新入社員を採用して、当社で必要なITの知識を学んでもらう態勢を採っている。

◇ サポートする人材の状況について、鹿児島地方裁判所にシステムエンジニアはいないが、IT化プロジェクトチームの中で、パソコン関係に詳しい人をプロジェクトチームに入れて、機器の操作等について知識を身に付け、そういう人が中心になって他の人のサポートに当たっているという状況である。今後、本格的に運用していくに当たって、さらに専門的な能力が必要になることも想定される。

□ 御指摘のとおり、これからのIT関係の人材育成が裁判所でも喫緊の課題である。

○ 当社もマイクロソフトTeamsを導入しているが、きっかけはコロナ対策であり、昨年からは、社員の出張やお客様の来場を控えていただくために、外部との打合せや、社内での多地点会議、担当者間のウェブミーティングなどで使っている。当該アプリケーションのライブイベントという機能を使って、講演者の話を聴いたり、全国の担当者120人位を繋いで、会議を1日かけてやったりと様々な場面で活用している。

当社の社内ネットワークのセキュリティ上、外部とのアクセスはできないので、社内ネットワーク環境下でのやり取りでは情報漏えいという問題はクリアできていると思う。裁判所は独自の基幹ネットワークの下で今回の模擬裁判を行っているわけではないのか。

◇ 裁判所内部の独自のネットワークはあるが、ウェブ会議システムは外部とのやり取りが必要になるので、当該ネットワークとは別にインターネットで運用してい

る。

- 当社においても情報漏えいの問題が大きなポイントになっているが、社員は、パソコンと会社から支給されているスマートフォンがあるので、単にネットワークに侵入されるということ以外に、紛失や盗難による情報漏えいのリスクも増大していくと思われる。そこは、従業員教育の徹底と就業規則など会社のルールの強化で未然防止を図るようにしている。

今回は外部とのやり取りということであり、パソコンの基本的操作は難しくないと思うが、裁判の利用者はいろいろな方がいるので、使いこなせない方をどうするかなど、様々な場面を想定して使い分けをされたらいいと思う。

一方で、介護や子育て、在宅勤務など、なかなか家を出られない人にとっては、非常に有意義な制度であり、メリットも多いので、使い分けが重要だと思う。

- 再雇用された65歳までのシニア層の社員も当該アプリケーションで会議を行う必要にせまられ、やらざるを得ない環境になっている。最初は手間取ったりする人もいたが、すぐに慣れて、ちょっとした打合せでもリモートでやるという話になっているのが現状である。導入して1年以上経過し、問題なく運用することができていると思う。

- 模擬裁判を見て、民事訴訟のIT化について一通りイメージがつかめた。

鹿児島県は広く、地理的なハンデで裁判を諦めている方たちがいるとすれば、民事訴訟のIT化は、その方たちにとっては、躊躇することなく裁判に参加できる非常にいい制度だと思った。ただ、セキュリティの問題で少し難があるというのも本音であり、先ほどの説明で、当事者双方に代理人弁護士が選任されているケースについて活用しているということであるが、録音・録画をしないルールや、本人訴訟にもウェブ会議が広がった際に、撮影環境が整わず、背景に映り込みがあったり、見せてはいけない資料が思わず映り込んでしまうという心配もあると思った。

先ほどウェブ会議用機器の取扱いの話もあったが、裁判官が機器を扱いながら訴訟手続を進めると、なかなか裁判手続に集中するのも大変なのではないかという感

想を持った。

- 機器の操作に不慣れな世代であっても、固定電話から携帯電話、スマートフォンに変わっても対応できたことと同様に、ウェブ会議についても徐々に慣れて、スキルアップできればよいと思う。

鹿児島は離島も多く、遠隔地の当事者がITによってさらに裁判の利用ができるようになればと、心から思う。

- 大学の講義をオンラインで行っているが、オンライン講義の際に、受け手である学生のネット環境などの問題で、どうしてもアクセスできない人がいたこともある。民事訴訟手続も離島などのことを考えるとオンライン、IT化というのは良いことのように思えるが、ネット環境などの問題で格差が生まれまいかということが少し心配である。

研究会や学会などもオンラインで行っているが、全て開催時間が短くなっている。短くなる理由としては、いろいろあるが、生の会議では悩んだ挙句質問することがあるが、オンラインではその逆で、悩むくらいなら質問せずに終わってしまうということが影響しているのではないかと考えている。このような場合、学問の分野では、質問しておけば関係なさそうな分野であっても視点が広がって、違った結論になったりすることもあると思われる。裁判の場合の影響の有無を、裁判所の立場から聞かせていただきたい。

- ◇ 裁判所ではこれまで、裁判所に来られない方と手続する場合には、顔が見えない電話会議システムを使って議論していた。そのため、ウェブ会議で顔が見えるというのは、電話よりはコミュニケーションがとりやすくなったと感じており、お互いリラックスした雰囲気でお話をすることができると感じている。御指摘のとおり、ウェブ会議は、対面でのコミュニケーションには劣るのではないかという問題意識は、その通りであると考えている。裁判所に来るためのコストと、対面のコミュニケーションができないというデメリットのバランスを常に考えながら、議論が疎かにならないよう気を付けていく必要がある

◇ 私もウェブ会議を使ってそんなに長くないが、これまでの電話会議システムを使った顔の見えない手続よりは、かなり使いやすいシステムになっていると思う。これから、運用面でも、ハード面でもさらにブラッシュアップされていくと思うので、国民の皆様にとってより使いやすい制度ができるといいと思う。他方で、本日、委員の方から御指摘いただいたセキュリティの問題や個人のプライバシーの問題で、今後従前の裁判手続ではあまり予想していなかった問題が出てくることがあると思うので、現場としては、目配りしながら、より良い裁判の運営を心掛けていきたい。

◇ 御指摘のとおり、民事裁判において、コミュニケーションは非常に重要と考えている。今、裁判所では、口頭議論をより活発化して、民事裁判を充実したものにしようという活動が盛んで、そう言った意味で、コミュニケーションは大事だと思いつながり意見交換を聴いていた。

ウェブ会議を使ったコミュニケーションというところでは考えると、裁判所から申し上げたとおり、画面を通して顔を見て、対面で話をするができるというのは、かなりコミュニケーションが円滑に進む面があると思う。本当の対面で話すのと同様にコミュニケーションを取ることも可能であると思う。ただ、御指摘のとおり、本当の対面のコミュニケーションと全く一緒かと言うと、そうとも言い切れない部分もあるので、本当に重要な局面、正に対面して話す場面ではウェブ会議ではなく、来庁してもらって話すというふうに切り分けることも必要だと思う。

□ 以上で本日のテーマについての意見交換を終了する。